



基勞補発第 0312001 号

平成 14 年 3 月 12 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

(公 印 省 略)

いわゆる労災かくしの排除に係るポスターの配付について

いわゆる労災かくしの排除については、平成 13 年 2 月 8 日付け基発第 68 号「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」により指示されているところであるが、平成 13 年度においても、医師会等向けポスターを作成したので、各局において都道府県医師会、地区診療協議会の構成員が属する郡市区医師会等医療関係団体に配付するとともに、労災かくしの排除に係る周知・啓発に活用されたい。

なお、各労災指定医療機関に対しては、本省から財団法人労災保険情報センター都道府県事務所を通じ各 1 部を別添送付状により 3 月 14 日頃送付する予定であるので了知されたい。

おって、ポスターが財団法人労災保険情報センター都道府県事務所を通じて各労災指定医療機関に送付されることについては、本省において社団法人日本医師会の了解を得ているところであり、社団法人日本医師会から各都道府県医師会に対しこの旨了知されているので、念のため申し添える。

拝啓

労災指定医療機関の皆様には、日頃から労災補償行政の円滑な推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険は、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷、疾病等を被った場合に保険給付する制度となっています。

しかし、明らかに業務上の事由又は通勤により負傷、疾病等を被っているにもかかわらず、健康保険等で治療を受けるいわゆる「労災かくし」が見受けられるところです。

このようなことから、今般、「労災かくし」を排除するため、日本医師会と厚生労働省において別添のポスターを作成しましたので、貴院に掲示していただき、「労災かくし」の排除に御協力をいただきますようお願いいたします。

敬具

平成14年3月12日

労災保険指定医療機関 各位

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署